

請求にあたっての注意事項

1. 請求できる範囲

(1) 戸籍・除籍・附票等の場合

- ①「本人」及び「本人の配偶者」
- ②本人の「直系尊属」（父母・祖父母など）及び「直系卑属」（子・孫など）
※「兄弟姉妹」「配偶者の父母」の戸籍請求は第三者請求にあたります。
- ③必要な方と「同一戸籍」にいる方

(2) 身分証明書の場合

「本人」のみ

※上記以外の方が請求する場合は第三者請求にあたりますので「委任状」が必要です。

※第三者請求であっても、自己が法定相続人となる遺産相続等の権利行使を目的として請求する場合、委任状は必要ありません。（請求理由を必ず記載してください）

2. 郵送請求に必要なもの

必ず必要なもの	<input type="checkbox"/> 戸籍等の郵送請求書 ※パソコン等で印字作成される方は、必ず押印の上ご請求ください。 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 ・顔写真付きの場合 <u>いずれか1点</u> （運転免許証・パスポート・個人番号カード 等のコピー） ・顔写真なしの場合 <u>いずれか2点</u> （健康保険証・住民票・国民年金手帳 等のコピー） <input type="checkbox"/> 発行手数料分の定額小為替（郵便局で購入できます） <input type="checkbox"/> 返信用封筒（申請者の宛先を記入し、切手を貼ってください）
戸籍請求の場合で、申請者が大空町の戸籍に記載されていない場合	<input type="checkbox"/> 申請者と必要な方との関係がわかる戸籍謄本等のコピー （申請者の従前戸籍や、父母欄等に必要な方の名前が記載されているもの）
第三者請求の場合	<input type="checkbox"/> 委任状（任意の様式でも可）

3. 交付申請書の宛先・問い合わせ先

請求する戸籍の本籍が <u>女満別地区</u> の場合	〒099-2392 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号 大空町役場 福祉課 戸籍保険グループ 宛 TEL0152-74-2111
請求する戸籍の本籍が <u>東藻琴地区</u> の場合	〒099-3293 北海道網走郡大空町東藻琴360番地の1 東藻琴総合支所 住民福祉課 住民グループ 宛 TEL0152-66-2131